

令和5年1月伊奈町農業委員会総会議事録

令和5年1月25日（水）

議 事 録

会 議 名 令和5年1月 伊奈町農業委員会総会
招集月日 令和5年1月25日(水)
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前11時10分
招集場所 伊奈町役場 第1会議室
応招委員(農業委員)
小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 勝明
秋山 英章 高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫
応招委員(農地利用最適化推進委員)
渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁
計 12 名
欠席委員(農業委員) なし
(農地利用最適化推進委員) 細田 光一
議事録署名 齋藤 勝明 秋山 英章
事務局職員 岡野補佐、工藤主任、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和5年1月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員は全8名の出席でございます。

なお、細田推進委員より、欠席の連絡をいただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和5年1月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、齋藤勝明委員、秋山英章委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

それでは第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は申請者の〇〇〇〇さんが、義母にあたる〇〇〇〇さんが所有している農地に自己用住宅を建築する事業計画でございます。
それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号1番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書でございます。

続いて2ページから3ページは申請地の案内図になります。申請地は〇〇〇〇の南側に申請地と示している個所でございます。

資料4ページから10ページは理由書及び理由書に係る添付資料でございます。理由書に記載されておりますが、事業計画者はさいたま市の賃貸アパートに3人で暮らしておりますが、手狭になり申請者の義母の所有する土地である本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料11ページが土地登記簿謄本。所有権以外の権利の記載はありませんでした。

資料12ページは公図の写し。

資料13ページから18ページは土地利用計画図、平面図、立面図等の建物の関係書類です。

資料19ページから24ページは資金計画書、見積書、融資の貸付決定通知書になります。

資料25ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料26、27ページは印鑑証明書。

資料28ページは代理人の委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、当該地につきましては、ニューシャトルの志久駅から約430mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしましたが、既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、現地を見てきました。本申請地は以前から住宅が広がっており、周りへの影響はないと考えられるため、問題ないと思います。

議長

次に、地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等ありましたらお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も先日、現地を見てきました。よくここに土地が残っていたな、と感じました。すぐ近くは用水が流れていますが、草もほとんどなく、周りも住宅地なので問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事あてに進達することに決定しました。次に、番号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号2番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前に配布した「第1号議案番号2番関係資料」をご覧ください。

今回の申請地は、令和4年2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和4年8月24日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は上尾市内の賃貸アパートにお住いの〇〇さん夫妻が、妻の父が所有している土地に使用貸借権設定し、自己用住宅を建築する案件となります。

第資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。のぞみ病院の南、大津歯科医院の西に位置する、申請地と記した箇所になります。

資料3ページから5ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は上尾市内のアパートに住んでおりますが、両親の老後のことを考え、妻の実家の近くである、伊奈町の本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料6ページは土地の全部事項証明書。

資料7ページは公図の写し。

資料8ページから11ページは土地利用計画図、構造図、建物の図面関係になります。

資料12ページから16ページは資金調達計画書、見積書、融資事前審査結果通知になります。

資料17、18ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料19ページから23ページは住民票、印鑑証明書。

資料24ページは農振除外証明書。

資料25ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地にあてはまる要件といたしましては、「市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおよそ10ha未満のもの」に該当いたします。申請の土地は、市街化区域の栄地区から約320mに位置しており、農地としての広がりも6haと、10ha未満となります。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討

していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきましては、開発担当課に確認をいたしました。すでに申請を受け付け、農地転用許可日と同一日付で許可見込みとの回答をいただいております。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

それでは担当地区委員の渡辺久夫委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

渡辺久夫担当委員

現地を確認してきたが、特に問題はないように見えました。北側の畑ではハウレンソウ等を耕作していた。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。

岡野事務局長補佐

- 会務報告
- 農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- 利用意向調査に係る報告について
- 視察研修について
- 人・農地プラン、実施計画について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

2月27日、月曜日、役場3階第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これもちまして、閉会とします。

(11:10閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和5年1月25日

会 長

署名委員

署名委員
